平成２８年（フ）第７６３４号
東京都北区西が丘３丁目１－１－304
債務者　庄司未璃子
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７６６０号
東京都足立区江北７丁目13―15―608
債務者　大谷　政雄
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７７０４号
東京都練馬区三原台２丁目１―20　わかおハイツ３　202
債務者　伊藤　由和
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７７０５号
東京都板橋区三園１丁目49―３　シャルマンB106
債務者　飛留間一輝
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７７１０号
東京都世田谷区下馬１丁目22―９
債務者　荒　　高裕
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７７１１号
東京都江戸川区西瑞江４丁目12―301
債務者　高橋　政子
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７７１９号
東京都清瀬市松山１丁目46―７―104
債務者　満木二三枝
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７７５２号
東京都足立区江北１丁目10―５―204
債務者　蛯名佐和子
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７７５３号
東京都世田谷区用賀３丁目13―10―401
債務者　平田　奈帆
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７７５４号
埼玉県川越市野田町２丁目13―76
債務者　谷　日出樹
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７７５５号
東京都台東区松が谷３丁目６－６－202
債務者　板谷　浩司
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７７６４号
東京都港区芝浦４丁目17―５―504
債務者　竹内　好弘
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７７６５号
東京都葛飾区鎌倉３丁目23―６―302
債務者　粂原　和仁
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７７６６号
東京都葛飾区鎌倉３丁目23―６―302
債務者　澤田百合枝
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７７７２号
東京都昭島市宮沢町２丁目30―28
債務者　中村　登子（旧姓水谷）
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７７８１号
東京都目黒区柿の木坂２丁目29―15―203
債務者　上原　久実
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部